



2021 年 12 月 24 日

株式会社ミツイバウ・マテリアルに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスの取組みについて

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図り、持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、株式会社ミツイバウ・マテリアル（代表取締役社長 三井陽介）に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF といいます）を実行いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

PIF は、お客さまの企業活動が経済・社会・環境にもたらすインパクトを包括的に評価し、ポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの緩和に取り組むお客さまを支援する融資のことです。お客さまと当行が協議の上、SDGs 達成への貢献度合いを KPI（重要目標達成指標）として設定し、当行が定期的にモニタリングを行うことが特徴です。

また、当行ではこの KPI に、お客さまの温室効果ガス排出量の削減項目を設定していただくよう努めることで、脱炭素社会の実現にも貢献していきます。

記

1 借入人概要

借入企業	株式会社ミツイバウ・マテリアル
所在地	松阪市高須町 3460 番地 125
従業員数	59 名
売上高	2,868 百万円（2021 年 3 月期）
事業内容	鉄鋼二次製品、建築資材の製造・加工・販売・施工

2 融資概要

契約日	2021 年 12 月 24 日
融資金額	100,000,000 円
融資期間	5 年間

3 借入人の取組みについて

借入人の取組みについては、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」をご参照ください。
なお、本件は株式会社日本格付研究所（代表取締役社長 高木 祥吉）より、評価にかかる手続きが国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合していることについて、第三者意見を取得しています。

以上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書
～株式会社ミツイバウ・マテリアル～

2021 年 12 月 24 日
株式会社百五銀行
ソリューション営業部

1. はじめに

百五銀行は、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（以下、UNEP FI という。）が策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」に則り、株式会社ミツイバウ・マテリアル（以下、ミツイバウ・マテリアルという。）の包括的なインパクト分析を行った。

百五銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの緩和に向けた取組みを支援するため、ミツイバウ・マテリアルに対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、本ファイナンスという。）を実行する。

➤ 今回実行する本ファイナンスの概要

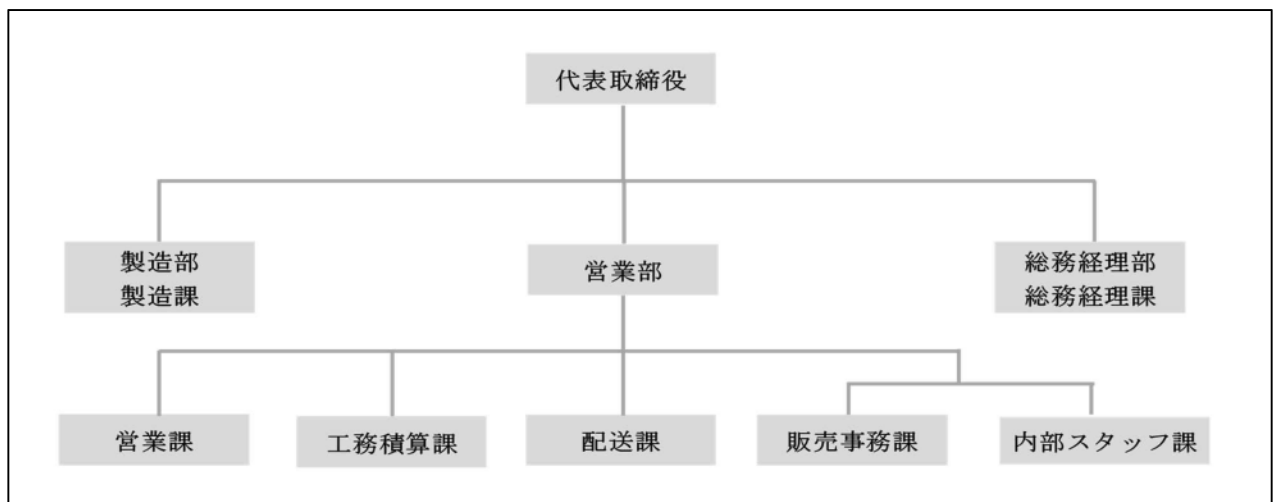
契約期間	2021 年 12 月 24 日～2026 年 12 月 24 日
金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年間

2. ミツイバウ・マテリアルの企業概要

(2021 年 12 月 24 日現在)

企業名	株式会社ミツイバウ・マテリアル
所在地	三重県松阪市高須町 3460 番地 125
従業員数	59 名
資本金	60 百万円
事業内容	鉄鋼二次製品、建築資材の製造・加工・販売・施工
沿革	1951 年 創業者三井仲三が三井金物店として創業 1968 年 鉄鋼二次・三次製品に業務拡大 1974 年 法人に改組 三井金物株式会社となる 1977 年 加工センター開設 建築板金加工・成型を開始 1988 年 三重県知事許可（般 63）第 13047 号 屋根・板金工事業取得 1994 年 株式会社ミツイバウ・マテリアルに社名を変更 1996 年 三重県知事許可（般 7）第 13047 号 建築工事業取得 2010 年 ISO14001 認証取得 2011 年 「ペレットストーブ」の全国販売開始 2019 年 みえの働き方改革推進企業 登録 2020 年 三重とこわか健康経営カンパニー2020（ホワイトみえ） 認定 三重のおもてなし経営企業選 受賞 2021 年 健康経営優良法人 2021 認定

➤ 組織図



3. ミツイバウ・マテリアルの事業活動

➤ メーカーであり、商社であり、施工店

ミツイバウ・マテリアルは、2021年に創業70周年を迎えた建築資材、住宅設備機器の総合商社である。本社を置く松阪市を中心に三重県全域を営業エリアとして、同業においては県内トップクラスとなる500社を超える取引先を擁している。金属製屋根材、外壁材などの鉄鋼二次製品をメイン商材として扱い、コーポレートカラーである紫色の自社トラックでエリアごと取引先へ配送している。

従来型の建築資材だけでなく、数多くの環境関連商品も取り扱っており、廃材を利用した木質ペレットを燃料とする「ペレットストーブ」においては、イタリア・リンカル社の日本総輸入販売元として全国に販売を展開している。



ミツイバウ・マテリアルの本社外観



自社トラック

建築資材の卸売のみにとどまらず、1977年に自社の加工センターを開設して以降、金属製屋根材や外壁サイディング材の加工・成型事業も手掛けており、取引先の多様なニーズにオーダーメイド加工で対応できる「メーカー」としての機能も有している。

また住宅リフォーム、屋根板金工事をはじめとする施工についても自社で請け負うことができる体制を構築しており、近年では公共施設や工場といった住宅以外の施設にも施工対象を広げている。

年々、ノウハウと取引先からの信頼を積み上げ、10年前に約20%であった全売上高に占める施工部門の売上高割合は、今では50%を超えるまでに伸長している。



ミツイバウ・マテリアルが施工に関わった施設（左：四日市市、右：鈴鹿市）

このように「メーカー」、「商社」、「配送業者」、「施工店」の機能を併せ持つことで、材料の提案から施工まで、すべての工程をワンストップで対応できることがミツイバウ・マテリアルの大きな強みとなっている。

➤ 社名に込められた使命

ミツイバウ・マテリアルは、1994年に前身である三井金物株式会社から現在の社名に変更した。

ミツイは創業者の名前「三井」を引き継いだもの、「マテリアル (MATERIAL)」は英語で「材料」や「素材」を意味する言葉である。「バウ」は、ドイツ語で「建築の家」の意味を持つバウハウス (BAUHAUS) からの引用で、バウハウスとは1919年にドイツのワイマールに設立された、美術と建築に関する総合的な教育を行った学校のことである。当時のバウハウスでは、新時代へ向けての工芸、デザイン、建築の刷新が図られ、幾何学的かつ機能主義的なデザインの基礎が作られたとされている。バウハウスのデザインは、今日においても、そこに立ち返らなければならないものとして、数多くの芸術家や建築家に影響を与えている。

ミツイバウ・マテリアルは「三重県の住まいづくり、街づくりをトータルにサポート」することを目指しており、社名の「バウ」には、建物はただ住むためだけでなく、街並みにマッチしたお洒落なものでないといけないという想いが込められている。

単に建築資材、設備を供給するだけでなく、事業を通じて「存在する価値のある街並みづくり」のお手伝いをするのが、自社の使命であると考えている。

➤ 「安全衛生協力会」について

ミツイバウ・マテリアルの事業における特徴的な取組みとして、卸売業を本業とする企業では珍しく、地域の施工協力企業や一人親方と呼ばれる職人で構成される「安全衛生協力会」を組織していることが挙げられる。

「安全衛生協力会」は、その目的に①地域の職人に対し、PL保険や労災上乗せ保険の付保を中心とする労働環境の改善のサポートを行い、ミツイバウ・マテリアルが発注する工事を安全に施工すること、②工事を的確に施工するために、各職人の作業技術の向上・均一化を図ること、の2点を掲げ、2014年に発足した。

ミツイバウ・マテリアルにとって、地域の職人は建築資材を購入してもらう「得意先」である一方、ミツイバウ・マテリアルが受注した工事の施工作業を担ってもらう「発注先」でもあり、自社のビジネスにとって欠かすことのできないパートナーとなっている。

建設産業特有の課題に対処し、労働環境の改善や作業品質の統一を実現することは、地域の職人だけでなく、施主である取引先、施工業者であるミツイバウ・マテリアルのすべてにとって有益であるとの考えから、「安全衛生協力会」の円滑な運営に全社を挙げて注力している。

現在では発足当初の約2倍となる50業者が参加しており、定期的に研修や安全大会の開催などによって人材の育成を図るとともに、会員への慶弔金の支給や親睦旅行の開催などを通じてチームワークの醸成やコミュニケーションの強化を図る機会も設けている。

近年、ミツイバウ・マテリアルの施工部門の売上高が伸長し、大きな工事を受注できるようになってきた背景には、この「安全衛生協力会」と築き上げた強固な信頼関係がある。

4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI（重要目標達成指標）

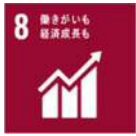
➤ ポジティブインパクトの拡大

	取組内容	KPI	インパクト レーダー	SDGs
環境	<u>環境に優しい商材の展開</u> ・ペレットストーブや太陽光発電システムなどの環境関連商品の展開。 ・施工部門及び卸売部門において、断熱効果が高い資材の活用や廃棄物が少なくなる工法の採用などの提案型営業を推進。	①【施工部門】2026 年度までに、エネルギー使用量削減、水使用量削減及び再生可能エネルギー導入に資する自社施工件数を 2020 年度比 120%とする。 ②【卸売部門】2026 年度まで、エネルギー使用量削減、水使用量削減及び再生可能エネルギー導入に資する商品の販売数量について 2020 年度比 100%を維持する。	水 エネルギー 住居 気候	   
社会	<u>福利厚生 の 充実、社員の働きやすい職場環境の整備</u> ・時間単位の有給休暇、リフレッシュ休暇、産育休、介護休暇など充実した休暇制度の導入。 ・35 歳以上の全社員に対して、腫瘍マーカー検査の受診機会を提供。 ・全社員に対して、保険料を会社が負担の上、三大疾病保険、医療保険を付保。 ・資格取得支援、研修会の実施など人材育成への取組。	③産休・育休の取得を希望する社員の休暇取得率 100%を維持する。 ④2026 年度までに、建築施工管理技師 1 級または 2 級の合格者を累計 5 名以上輩出する。 ⑤2026 年度までに、新卒、中途、技能実習生を問わず、累計 15 名以上新規採用する。 ⑥2026 年度までに、全社員に対して、保険料を会社が負担の上、GLTD（団体長期障害所得補償保険）に加入する。	健康・衛生 教育 雇用 包括的で 健全な経済	  
	<u>地域貢献</u> ・「安全衛生協力会」に所属する職人に対して、PL 保険及び労災上乗せ保険を付保。 ・社員が施工現場で簡易な作業の手伝いを行い、高齢化が進む地域の職人をサポート。 ・職業体験イベントで、施工体験の場を提供。 ・フットサルチーム、高校ダンス部、社会人サッカーチームなどに協賛。	⑦【施工部門】毎年度、自社が施工する工事について、「安全衛生協力会」の職人を対象とする PL 保険及び労災上乗せ保険の加入率 100%を維持する。	包括的で 健全な経済	

➤ ポジティブインパクトの拡大

	取組内容	KPI	インパクト レーダー	SDGs
経済	<u>地域経済成長に貢献</u> ・地域の職人の労働環境を守ること、作業品質の均一化を図ることを目的に「安全衛生協力会」を設立し、自社の受注した工事の施工を依頼。 ・職人の収入の安定に貢献。	⑧【施工部門】毎年度、「安全衛生協力会」が携わる施工件数について1,000件以上を維持する。	経済収れん	

➤ ネガティブインパクトの緩和

	取組内容	KPI	インパクト レーダー	SDGs
環境	<u>環境負荷低減活動の推進</u> ・自社社屋、敷地内に太陽光発電を導入。 ・営業車両のハイブリッド車への切り替え推進。 ・エコドライブの推進による燃費向上。 ・廃棄物の分別の徹底。	⑨2030年度における自社の温室効果ガスの排出量を2021年度比30%削減する。	エネルギー 気候 廃棄物	 
社会	<u>労働安全衛生の徹底</u> ・環境整備方針を策定。 ・リスクアセスメントを実施し、労働安全衛生における管理体制の改善を促進。 ・年に一度のメンタルヘルスチェックを実施。	⑩毎年度、労災事故の発生件数をゼロとする。	雇用 健康・衛生	

（１）環境に優しい商材の展開

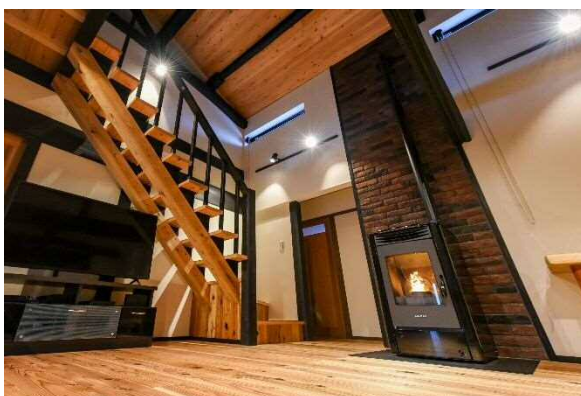
- インパクトの種別
ポジティブインパクトの拡大
- カテゴリー
環境
- UNEP FI が公表しているインパクトレーダーとの関連性
水、エネルギー、住居、気候
- SDGs との関連性
 - 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより水質を改善する。
 - 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増加させる。
 - 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 - 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

➤ ミツイバウ・マテリアルの取組内容

ミツイバウ・マテリアルは、2010 年に ISO14001 の認定を取得するなど、過去から環境に配慮した経営を行っている。本業である卸売部門及び施工部門においては、環境に優しい商材を取り扱い、取引先や施主の環境負荷低減に寄与する取組みを行っている。

具体的には、「ペレットストーブ」や太陽光発電、屋上遮熱シートの「冷えルーフ」などを扱っており、自社内でもこれらを環境関連商材と位置付けて、販売に注力している。中でも「ペレットストーブ」は、木質ペレットを燃料としているが、ペレットの材料である樹木が成長過程で吸収する CO₂ の量と燃焼時に排出される CO₂ の量が同一であるという「カーボンニュートラル」の仕組みを持つ、実質的に大気中の CO₂ の量を増加させることのない商材である。

また、木質ペレットの調達方法も工夫を凝らしており、三重県伊勢市の木材を扱う製造企業とパートナーシップを結んだ上で、製造過程で発生する材木の削り屑を引き取り、燃料に活用することで、資源の有効活用を推進している。



ミツイバウ・マテリアルが取り扱う「ペレットストーブ」

そのほか、取引先との商談の際は、断熱効果が高い資材の活用や廃棄物の少ない工法の採用を薦める「提案型の営業」を推進している。豊富なラインナップの中から、取引先のニーズに合わせて、エネルギー使用量や水使用量の削減などに資する最適な提案を心がけており、例えば JIS 規格でない製品であっても、効果や性能が高いことが確認できている場合は、その裏付けとなるデータなどを丁寧に説明の上、積極的に案内を行っている。特に施工部門においては、近年の環境問題への関心の高まりを受けて、多少の追加コストが発生する場合においても、環境負荷低減効果の大きい資材や工法が選択されるケースが増加している。

脱炭素化の動きが活発化する中、これからも本業を通じた取引先の環境負荷低減に寄与する活動により一層注力していく方針である。

➤ KPI について（文中の丸付き数字は、KPI の通し番号を指す。次号以降、同様。）

百五銀行は、特定したインパクトを計測する定量的な指標として、①施工部門におけるエネルギー使用量削減、水使用量削減及び再生可能エネルギー導入に資する自社施工件数、②卸売部門におけるエネルギー使用量削減、水使用量削減及び再生可能エネルギー導入に資する商品の販売数量、の2点をモニタリングしていく。

（２）福利厚生の実施、社員の働きやすい職場環境の整備

- インパクトの種別
ポジティブインパクトの拡大
- カテゴリー
社会
- UNEP FI が公表しているインパクトレーダーとの関連性
健康・衛生、教育、雇用、包括的で健全な経済
- SDGs との関連性
 - 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 - 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 - 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

➤ ミツイバウ・マテリアルの取組内容

ミツイバウ・マテリアルは、2019 年から「みえの働き方改革推進企業」の登録を受け、2020 年には「三重とこわか健康経営カンパニー2020（ホワイトみえ）」の認定取得、「三重のおもてなし経営企業選」の受賞、さらに 2021 年には「健康経営優良法人 2021」の認定を取得するなど、社員の満足が顧客の満足につながるのと考えるのもと、社員の働きやすい職場環境作りに力を入れている。

象徴的な取組みとして挙げられるのが、手厚い休暇制度の導入である。時間単位での有給休暇、入社後 5 年ごとのリフレッシュ休暇、産育休、介護休暇などの制度を設け、社員のワーク・ライフ・バランスの実現を支援している。

社員の健康にも配慮しており、費用を会社が負担した上で、35 歳以上の全社員へ腫瘍マーカー検査の受診機会を提供しているほか、2020 年からは全社員に対する三大疾病保険に加入し、さらに 2021 年には新たに医療保険にも加入している。

また、毎年、業務における IT 化や DX 化を進める設備投資を実施しているが、単なる生産性向上や業務効率化ではなく、創出された時間を社員の時間外労働の削減や休暇取得に充てることが最大の目的であることを行動計画に明記し、その旨を社員にもアナウンスした上で実行している。

ミツイバウ・マテリアルの経営理念として「期待に応える人を創り、企業を創る」を掲げている通り、人材の育成にも注力しており、資格取得支援として特定の資格について受験費用の援助を行っているほか、三井社長を責任者とし、5 年目までの若手社員を対象とする「人財育成研修会」を定期的に開催している。さらにベトナム人技能実習生に対しては日本語の指導も適宜行っている。

社員満足を高め、社員に 100%の力を発揮してもらうために、今後も福利厚生の実施、職場環境の整備に継続して取り組んでいく予定である。

➤ KPI について

百五銀行は、特定したインパクトを計測する定量的な指標として、③産休・育休取得を希望する社員の休暇取得率、④国家資格である建築施工管理技師 1 級または 2 級の合格者数、⑤新卒、中途、技能実習生における新規採用人数、⑥社員が病気やケガで長期にわたり就労不能を余儀なくされた場合に、減少した所得を補償する保険「GLTD（団体長期障害所得補償保険）」への加入状況、の 4 点についてモニタリングしていく。

(3) 地域貢献

- インパクトの種別
ポジティブインパクトの拡大
- カテゴリー
社会
- UNEP FI が公表しているインパクトレーダーとの関連性
包括的で健全な経済
- SDGs との関連性
17. 17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

➤ ミツイバウ・マテリアルの取組内容

ミツイバウ・マテリアルは、技能実習生を除いた社員のほぼ全員が三重県出身者で、取引先の9割超が三重県企業というまさに地域密着の企業である。三井社長の「地域貢献につながることは積極的に行っていく」との方針のもと、地域のイベントにも数多く参加している。

例年8月に松阪市で開催される「七夕まつり☆鈴の音市」には毎年企業ブースを出展。三重県立みえこどもの城で開かれている小学生向けの職業体験イベント「キッズ☆おしごと広場」では、子ども用作業服やヘルメットを準備し、本物の工具と建材を使用した屋根の施工体験の場を提供している。

ほかにも、社員が加入する地元フットサルチーム、地元松阪市の三重高校ダンス部、三重県中南勢地域を本拠地とする社会人サッカークラブ「FC. ISE-SHIMA」などへの協賛も幅広く行っている。



職業体験イベントでの様子

また、地域貢献に資する取組みとして、「安全衛生協力会」に所属する職人に対し、PL 保険及び労災上乗せ保険を付保していることも挙げられる。近年は、自社の社員が職人のサポートとして施工現場において簡易な作業の手伝いや力の必要な作業も行っており、職人からは高度な業務に専念することができると好評を得ている。一方で、職人から社員へは技術指導が随時行われており、熟練した技術の継承、さらには職人の高齢化による人材不足の解消につながることを期待している。

➤ KPI について

百五銀行は、特定したインパクトを計測する定量的な指標として、⑦施工部門における「安全衛生協力会」の職人を対象とする PL 保険及び労災上乗せ保険の加入率についてモニタリングしていく。

(4) 地域経済成長に貢献

➤ インパクトの種別
ポジティブインパクトの拡大
➤ カテゴリー
経済
➤ UNEP FI が公表しているインパクトレーダーとの関連性
経済収れん
➤ SDGs との関連性
8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

➤ ミツイバウ・マテリアルの取組内容

ミツイバウ・マテリアルは、「三重県の住まいづくり、街づくりをトータルにサポート」することを目指し、施工部門において年間 1,000 件を超える施工を受注している。

自社において「安全衛生協力会」を発足させ、定期的に研修会や安全大会を開催し、現場作業を担う地域の職人の作業技術の向上及び各職人間の作業品質の均一化を図った上で、「安全衛生協力会」の参加企業と協業しながら、施工業務を行っている。

地域の住宅・施設を地域の職人がつくるという仕組みを構築することで、ミツイバウ・マテリアルは地域経済の成長に貢献している。

また、一人親方と呼ばれる地域の職人の中には、収入が不安定であったり、ケガや病気により事業を継続できないリスクを抱えていたりする者も少なくないが、この「安全衛生協力会」へ加入することにより安定的に仕事を確保することが可能となっている。

「安全衛生協力会」は、ミツイバウ・マテリアルの事業拡大になくはない存在であると同時に、地域の職人の収入の安定化や就業不能リスクへの備えにもつながっており、非常に重要な役割を果たしている。

ミツイバウ・マテリアルのこのような取組みは、UNEP FI が公表しているインパクトレーダーとの関連性において、所得水準の不平等の軽減を意味する「経済収れん」に関するポジティブインパクトに該当する。

➤ KPI について

百五銀行は、ミツイバウ・マテリアルの地域経済成長への貢献度合いを定量的に確認するために、⑧施工部門において「安全衛生協力会」が携わる施工件数についてモニタリングしていく。

（５）環境負荷低減活動の推進

- インパクトの種別
ネガティブインパクトの緩和
- カテゴリー
環境
- UNEP FI が公表しているインパクトレーダーとの関連性
エネルギー、気候、廃棄物
- SDGs との関連性
 - 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
 - 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

➤ ミツイバウ・マテリアルの取組内容

ミツイバウ・マテリアルは、自社内においても、環境に配慮した経営を実践している。

自社社屋、敷地内に太陽光発電を設置し、自社で使用する電力の一部を太陽光発電で賄っているほか、社内の照明はすべて LED に切り替えている。社用車においても営業社員が使用する普通車 5 台を燃費効率の高いハイブリッド車へ切替え済みであり、今年度内にさらに 2 台を増車予定である。

また、営業社員が使用する普通車及び自社トラックを含む全車両にエコドライブの注意喚起資料を備え付け、社員の意識向上を図っているほか、車両ごとの燃費状況及びアイドリング時間を集計し、月次で管理するなどエコドライブの推進に努めている。

循環型社会の実現に向け、廃棄物についても管理を徹底しており、本社オフィスでのゴミの分別はもとより、施工部門における作業現場で発生する廃材・廃棄物についても確実に分別を行った上で、リサイクル業者へ引き渡している。自社社員に加え、職人や「安全衛生協力会」の会員に対しても分別を遵守するよう現場での声掛けを励行し、意識付けを図っている。

このようにミツイバウ・マテリアルは、温室効果ガスの排出量削減につながる活動、再生可能エネルギーの導入及び廃棄物の分別を通じて環境負荷低減に取り組んでいる。



分別を促すゴミ箱(本社オフィス前)

➤ KPI について

百五銀行は、ミツイバウ・マテリアルの環境負荷低減活動について定量的に確認するため、⑨自社の温室効果ガスの排出量についてモニタリングしていく。

（６）労働安全衛生の徹底

➤	インパクトの種別 ネガティブインパクトの緩和
➤	カテゴリー 社会
➤	UNEP FI が公表しているインパクトレーダーとの関連性 雇用、健康・衛生
➤	SDGs との関連性 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

➤ ミツイバウ・マテリアルの取組内容

ミツイバウ・マテリアルは、社内の労働環境整備が労働安全衛生の基礎であるとの考えから、環境整備方針を定めている。環境整備方針では、整理・整頓・整列・清掃について細かくマニュアル化されており、例えば、「整頓は置き場を決めてそこに置くことであり、必要なものはすべて置き場を決めて明示し、管理者を決め、終業時は定位置に戻す」、「並べ方はすべて水平、直角、平行とする」などと規定されている。運用面では、「受け持ち分担表」を作成し、毎月他部門を点検した上で、各部署の代表者が参加している月に１度の安全衛生委員会において点検結果を公表している。

安全衛生委員会は労災事故の撲滅も活動目的としており、環境整備のほかにも、クレーム報告やリスクアセスメントについても審議している。リスクアセスメントは、①社内のあらゆる危険性を洗い出し、特定する、②労働災害の重篤性や発生可能性を考慮し、リスクを見積もる、③リスクの低減処置案を検討する、という手順で実施し、労働安全衛生における管理体制の改善を図っている。

また、年に１度の社員の健康診断に合わせてメンタルヘルスチェックを実施しており、産業医による心身や勤務状況の確認を行っている。

➤ KPI について

百五銀行は、ミツイバウ・マテリアルの労働安全衛生への取組状況を計測する定量的な指標として、⑩労災事故の発生件数をモニタリングしていく。

5. インパクト管理体制

ミツイバウ・マテリアルでは、2020年に社内で「SDGs 委員会」を立ち上げ、全社を挙げて SDGs を推進している。「SDGs 委員会」は、各部署 1 名以上が参加する組織横断的なプロジェクトであり、各部署から提出される推進施策について月に 1 度の会議を通じて、確認・協議を行っている。

SDGs を社員へ浸透させること、長期ビジョンをつくること、社会貢献のビジネスストーリーをつくることを最大の目的として活動している。



「SDGs 委員会」の会議の様子

本ファイナンスに取り組むにあたり、三井社長と SDGs 委員会が中心となって、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs の 17 ゴール・169 ターゲットとの関連性について検討を行った。

本ファイナンス実行後は、三井社長を最高責任者、「SDGs 委員会」を担当部署として KPI の達成に向けた推進体制を構築する。具体的には、「SDGs 委員会」の会議などを通じて KPI 達成に向けた活動内容について協議し、各部署において実行していく。

- 最高責任者 代表取締役 三井 陽介
- 担当部署 「SDGs 委員会」

6. モニタリング方法

本ファイナンスを実行するにあたり設定した KPI については、百五銀行とミツイバウ・マテリアルが少なくとも年に 1 度の頻度で話し合う場を設け、その達成状況及び進捗状況について共有する。

百五銀行は、自行が持つノウハウやネットワークを活用し、ミツイバウ・マテリアルの KPI の達成を適宜サポートしていく予定である。

モニタリング期間中に一度達成した KPI については、その後も達成水準を維持していることを確認する。なお、ミツイバウ・マテリアルの事業環境の変化などにより設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、百五銀行とミツイバウ・マテリアルが協議し、再設定を検討するものとする。

以 上

注意事項・免責事項

1. 本評価書は、百五銀行がミツイバウ・マテリアルから提供された情報に基づき、評価・作成したものであり、当該情報の正確性及び完全性を保証するものではありません。
2. 百五銀行は、本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。

➤ 本件に関するお問い合わせ先

株式会社百五銀行

ソリューション営業部 担当 新保・井村

〒514-8667 津市丸之内 31 番 21 号

TEL (059) 223-2382

第三者意見書

2021 年 12 月 24 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ミツイバウ・マテリアルに対するポジティブ・インパクト・
ファイナンス

貸付人：株式会社百五銀行

評価者：株式会社百五銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、百五銀行が株式会社ミツイバウ・マテリアル（「ミツイバウ・マテリアル」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、百五銀行が作成した分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツール（以下、総称して「UNEP FI モデル・フレームワーク等」）を開発した。百五銀行は、中小企業向け PIF の実施にあたり、内部体制を整備し、UNEP FI モデル・フレームワーク等を参照して独自の分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、百五銀行に提示した。なお、百五銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包摂的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

百五銀行は、本ファイナンスを通じ、ミツイバウ・マテリアルの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域およびSDGsの 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ミツイバウ・マテリアルがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

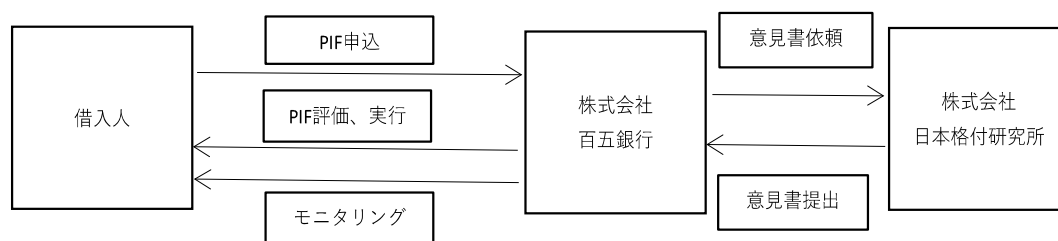
SDGs に対する貢献内容も明らかにされている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、百五銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 百五銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下など。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

- (2) 実施プロセスについて、百五銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、百五銀行内部の専門部署が分析手順及び分析ツールを UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク・インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て百五銀行が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、百五銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポ
-

ジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

本ファイナンスは、以下の4要素と基本的には整合している。ただし、要素②について、モニタリング結果は基本的には借入人であるミツイバウ・マテリアルから貸付人である百五銀行に対して開示することとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価本部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

増田 篤

増田 篤

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■ 用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■ サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル